

東北外科集談会会則

1. 名称

本会は東北外科集談会と称する。

本会は日本外科学会東北支部会に相当する。

2. 目的

本会は日本外科学会の目的に協力し、本地方における外科学の進歩と普及発展を期し、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

3. 事業

本会は年2回の学術集会を開催し、その他本会に目的達成上必要な事業をおこなう。

4. 会員

本会の目的に賛同するものをもって会員とする。

会員の資格は付則によって定める。

会員は会費を納入するものとする。

5. 役員

本会につきの役員をおく。

会長1名、顧問若干名、世話人若干名、会計監事若干名。

役員任期は2年とする。再任を妨げない。ただし2年の任期の内でも65歳を超えたものは任期を終了とする。新規世話人及び会計監事は世話人会での承認を受け選出される。

6. 会長

会長は世話人会の互選により定める。

会長の任期は互選された世話人会の翌日から2年後の世話人会の日までとし、再任を妨げない。

会長は本会を代表し、会務を統轄する。

7. 世話人・会計監事

世話人、会計監事は会長が委嘱する。

世話人は、世話人会を構成し、本会の業務運営を議する。

8. 当番世話人

当番世話人は世話人の中から会長が推進し、世話人会で承認される。

当番世話人は学術集会を運営する。

9. 特別会員

本会に功労があった会員で満65歳に達したもののの中から会長が推薦し世話人会で認められたものを特別会員とする。特別会員は会費が免除される。

10. 世話人会

春の学術集会に際して開催し、次の事項について審議する。

東北外科集談会の運営に関する事項

次期学術集会の当番世話人の選任

事業報告、会計収支報告、監査結果に関する事項

会則の変更

その他、世話人会で必要と認められる事項

11. 会計

本会の経費は、会費および寄付金をもってあてる。

会費は付則によって定める。

12. 会則の変更

本会則の変更は世話人会の議を経て決定する。

付則

1. 本会の事務局は当分の間、東北大学病院総合外科医局内におく。
2. 本会は日本胸部外科学会、日本小児外科学会、日本血管外科学会の各東北支部会と緊密に連携し運営されるものである。
3. 本会の会員は、A 施設会員(外科医 6 名以上、または総ベッド数 500 以上、または日本外科学会、日本胸部外科学会、日本小児外科学会の認定施設)、B 施設会員(A 施設会員にも C 施設会員にも該当しない施設)、C 施設会員(日本外科学会、日本胸部外科学会、日本小児外科学会の認定施設ではなく外科医が 2 名以下の施設)、特別会員ならびに個人会員と本会の目的に賛同する賛助会員からなる。
4. 年間会費は A 施設会員 25,000 円、B 施設会員 15,000 円、C 施設会員 10,000 円、個人会員 2,000 円、賛助会員 1 口 50,000 円とする。ただし大学病院以外の施設で、複数の科が個別に施設会員となっている場合医師数がより少ない科の会費は C 会員のものとする。
5. 2 年以上会費の納入がなされない会員は、世話人会、総会の議を経て退会とすることができる。
6. 学術集会への参会費は各会の運営に用いる。ただし日本胸部外科学会会員については学術集会の参加費はこれを徴収しない。
7. 本会則は昭和 49 年 9 月 21 日より施行する。

改正 平成 9 年 6 月 14 日 (会則 4, 付則 1, 2, 4, 5, 6)
平成 11 年 9 月 11 日 (会則 5, 7)
平成 12 年 9 月 23 日 (付則 1)
平成 13 年 6 月 9 日 (会則 5, 付則 5)
平成 14 年 6 月 8 日 (付則 5)
平成 15 年 6 月 14 日 (付則 4, 5)
平成 20 年 6 月 14 日 (付則 1, 4, 5, 7, 8, 9)
平成 25 年 9 月 14 日 (付則 1)
平成 27 年 6 月 13 日 (会則 5, 6)
平成 28 年 6 月 11 日 (会則 5, 7)
平成 29 年 6 月 3 日 (会則 8, 9)
令和元年 6 月 8 日 (会則 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 付則 1, 2, 3, 7, 8, 9)